

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府教育委員会は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府教育委員会

公表日

令和7年7月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
②事務の概要	「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、特別支援学校に就学する児童又は生徒の保護者に対し、就学奨励費を支弁する。保護者等の所得情報等を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援学校就学奨励費関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番38
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 59の項 <情報提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 42、125、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	京都府教育庁指導部特別支援教育課
②所属長の役職名	京都府教育庁指導部特別支援教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都府教育庁指導部特別支援教育課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 京都府教育庁指導部特別支援教育課 TEL 075-414-5834
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	--

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----	--

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	-----	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特別支援教育就学奨励費事務に係る情報照会においては、申請者からマイナンバーの提供を受けて実施し、情報提供においては、基本4情報による照会としている。これらの処理にあたっては、保護責任者によるマイナンバー登録の際の立ち合いや台帳（記録）確認の実施をマニュアルに定めることで、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分に行っている」と考えている。	

9. 監査	
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 〇 内部監査 ☐ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、安全管理措置に係る教育研修を実施している。eラーニング研修とすることで、関係するすべての職員が受講でき、当該研修システム内で確認テストを併せて実施することで、特定個人情報の適切な取扱いについて理解を深めるための措置を講じている。 また、定期的に内部監査を実施し、取り扱い状況の確認を行っていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月31日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号 別表第二項番37 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第23条 <情報提供> 番号法第19条第7号 別表第二項番26、87 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ノ及び同条第2～5号、第44条第1号ノ及び同条第2～5号	<情報照会> 番号法第19条第8号 別表第二項番37 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第23条 <情報提供> 番号法第19条第8号 別表第二項番26、87 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ナ及び同条第2～6号、第44条第1号ナ及び同条第2～6号	事後	
令和3年10月31日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	京都府教育庁指導部特別支援教育課長 安田 佐保子	京都府教育庁指導部特別支援教育課長	事後	
令和3年10月31日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	京都府教育庁管理部総務企画課行政担当	京都府教育庁管理部総務企画課企画広報係	事後	
令和3年10月31日	II 1.対象人数いつ時点の計数か	平成31年6月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月31日	II 2.取扱者数いつ時点の計数か	平成31年6月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番26 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第22条	番号法第9条第1項 別表 項番38	事後	
	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<情報照会> 番号法第19条第8号 別表第二項番37 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第23条 <情報提供> 番号法第19条第8号 別表第二項番26、87 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ナ及び同条第2～6号、第44条第1号ナ及び同条第2～6号	<情報照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 59の項 <情報提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 42、125、161の項	事後	
	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	京都府教育庁管理部総務企画課企画広報係	京都府教育庁指導部特別支援教育課	事後	
	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	郵便番号600－8533 京都市下京区中堂寺命婦町1－10 京都産業大学 むすびわざ館内 京都府教育庁指導部特別支援教育課 TEL 075-414-5835	郵便番号602－8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府教育庁指導部特別支援教育課 TEL 075-414-5834	事後	
	II 1. 対象人数いつ時点の計数化	令和3年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
	II 2. 取扱者数いつ時点の計数化	令和3年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
	IV 8. 人手を介在させる作業	(新規追加)	十分である	事後	
	IV 8. 人手を介在させる作業	(新規追加)	特別支援教育就学奨励費事務に係る情報照会においては、申請者からマイナンバーの提供を受けて実施し、情報提供においては、基本4情報による照会としている。これらの処理にあたっては、保護責任者によるマイナンバー登録の際の立ち合いや台帳(記録)確認の実施をマニュアルに定めることで、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分に行っている」と考えている。	事後	
	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規追加)	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規追加)	十分である	事後	
	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規追加)	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、安全管理措置に係る教育研修を実施している。eラーニング研修とすることで、関係するすべての職員が受講でき、当該研修システム内で確認テストを併せて実施することで、特定個人情報の適切な取扱いについて理解を深めるための措置を講じている。 また、定期的に内部監査を実施し、取り扱い状況の確認を行っていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えている。	事後	